

平成 29 年 度

新庁舎建設促進特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 9月定例会付託案件 …………… 1

平成 29 年 10 月 20 日 (金曜日)

新庁舎建設促進特別委員会会議録

平成29年10月20日 金曜日

午前11時55分開議

午後11時59分開議（実時間4分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	成松由紀夫君
委員	亀田英雄君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	村川清則君
委員	百田隆君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 岩崎和平君
中川紀子君

（午前11時55分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設促進特別委員会を開会いたします。

◎議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、本日配付されました付託表のとおり、本委員会に付託されました議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分の決算議案1件を議題といたします。

まず、決算議案の審査の進め方等について、事務局から説明いたします。

○書記（岩崎和平君） それでは、決算議案の審査の進め方等について御説明いたします。

まず、審査方法については、これまでの決算審査特別委員会での審査方法を参考に、決算審査を効率的かつ効果的に行うために、どの資料に基づいて説明を行うほうが、より委員の皆さまが理解しやすいかということに主眼を置き、一般会計の歳入と歳出、特別会計の歳入と歳出の4つに分けて、検討いたしました。

本委員会に付託されたのは、一般会計決算の歳出のみでございますので、歳出の審査方法について、御説明いたします。

説明の方法として、歳出については、決算書による説明では数字が細かくなり過ぎて、事業の全体像や財源内訳等がわかりにくく、主要な施策の成果に関する調書のほうが、施策、事業の単位で、大きな視点から把握することができ、理解しやすいということで、これまでの決算審査特別委員会と同様に主要な施策の成果に関する調書などに基づいて説明を行うことになりました。なお、不用額等の説明につきましては、主要な施策の成果に関する調書とともに決算書に基づいて説明を行うこととなっております。

なお、これまでの決算審査特別委員会と異なる点といたしまして、決算議案がそれぞれ所管の各常任委員会及び本特別委員会に付託されたことから、監査委員及び会計管理者は全日程に出席するものの、冒頭の決算審査に当たっ

ての挨拶等を行わないこと、また、これまでは、すべての決算議案の質疑が終了し、各委員の総括意見を行った後に採決しておりましたが、今回から議案ごとに質疑、意見、採決を行うこととし、委員の総括意見は行わないこと、などが挙げられます。

最後に、本委員会の審査日程につきましては、平成29年10月23日、月曜日で行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、決算議案の審査の進め方等についての説明といたします。

○委員長（中村和美君） ただいま、事務局から説明がありましたように、当委員会に付託されております一般会計の歳出については、主要な施策の成果に関する調書などに基づいて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに委員会運営について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようですので、委員会の進め方については、以上のようにお願いいたします。

次に、閉会中の継続審査の申し出についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります新庁舎の建設に関する諸問題の調査及び当委員会に付託されております議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分の決算議案1件については、なお審査及び調査を要すると思われるので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

次の委員会は、10月23日、月曜日、10時開会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、新庁舎建設促進特別委員会を散会いたします。

（午前11時59分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年10月20日
新庁舎建設促進特別委員会
委員長